

こども性暴力防止法施行に係る対応について

昨今の教育職員等によるこどもに対する性犯罪発生状況を受け、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）が成立し、令和8年12月25日に施行される。

については、各事業者に対し「対象従事者の犯歴確認」や「研修の受講」をはじめとした性暴力等防止のための措置が義務付けられており、当教育委員会としても法に基づき、下記のとおり対応する。

記

1 制度概要

（1）法の対象となる事業

事業形態により、学校等の設置者が法の対象となる「義務対象」と、国の認定を受けた事業者が対象となる「認定対象」の区分がある。認定を受けるかは、任意となっている。

【義務】学校（幼稚園含む）、児童相談所、保育所、中高生センタージャンプ等

【認定】子どもスキップ、としま地域クラブ、教育センター等

（2）法の対象となる従事者（業務・職種）

教員等、こどもと常に接する職種は一律対象となる。また、それ以外の職種についても「支配性（優越的立場になるか）」、「継続性（継続的にこどもと接するか）」、「閉鎖性（第三者の目に触れない状況でこどもと接する機会があるか）」の3要件を満たせば対象となる。豊島区教育委員会において対象となる職種は、「対象職種判定表（別紙1）」のとおりとする。

※教育委員会を介さず、学校が独自で依頼する「講師」、「ボランティア」、「委託業者」等も3要件を満たす場合は法の対象となる。

（3）事業者（教育委員会）の義務

対象となる事業者は、主に下記の措置が義務付けられる。

①犯罪事実確認

- ・対象従事者が特定性犯罪事実該当者か否かの確認を行う。

（以下、「犯罪事実確認」という。）

【義務対象事業】

ア 施行時現職者の犯罪事実確認：施行から3年以内

イ 施行日以降採用される従事者の犯罪事実確認：従事する日まで

【認定対象事業】※施行日以降、認定手続きが可能となる見込み

ア 認定時現職者の犯罪事実確認：認定日から1年以内

イ 認定日以降採用される従事者の犯罪事実確認：従事する日まで

※義務、認定いずれにおいても、原則、「犯罪事実確認が完了していない場合」、「犯罪事実確認の結果、特定の性犯罪歴があることが判明した場合」は、こどもと接する業務に従事できない。

※義務、認定いずれにおいても、初回確認後5年ごとに再確認が必要。

- ・原則、各校・園の対象従事者の犯罪事実確認照会は、東京都教育委員会または豊島区教育委員会が行う。
- ・犯罪事実確認を行うにあたり、対象従事者本人から「戸籍情報」を国のシステム（こまもろうシステム）に登録する必要がある。また、登録には原則、メールアドレス（個人・業務用は問わない）が必要となる。
- ・東京都教育委員会が独自で、年内に常勤の全教職員に対し、チェックシート方式での性犯罪歴確認を行う方針を示している。

②研修受講

- ・対象従事者に対し、性暴力防止のための研修を受講させる義務があり、都費職員、区費職員、その他講師やボランティア等、職種に応じて順次研修を実施している。
- ・研修内容は、「座学」と「演習」を組み合わせたものであることが望ましいとされており、豊島区教育委員会では、原則、「こども家庭庁 youtube 動画の視聴（座学）」、「研修参加者同士のディスカッション・職場における意見交換（演習）」を実施することとしている。また、効果確認のため確認テストを実施する。

③早期発見のための措置

いち早く異変に気付くことができるような仕組みを整備する。（面談・アンケート等）

（４）性暴力等及び不適切な行為

法で定義される「性暴力等」の他、各事業者は、性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要と言えないもので、その行為が継続・発展することにより、性暴力等につながり得る行為である「不適切な行為」を定め、「性暴力等」に発展しないよう対策を講じることが求められている。

①性暴力等

こども性暴力防止法における「性暴力等」は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力防止法）」第２条第３項において規定する定義と概ね同義。

②不適切な行為

「不適切な行為について（案）（別紙２）」のとおり。

２ 報告・対応ルール

性暴力等の疑いが生じた際等の報告・対応ルールについては、「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応（令和５年４月１日）（別紙３）」、「初動対応フロー （別紙４）」に基づき対応する。

３ 関係者への法施行についての周知について

（１）保護者

保護者に対しては、１１月初旬頃「すぐーる」にて、教育委員会から法施行について周知する。
（別紙５）

（２）学校運営協議会

学校運営協議会委員に対しては、各校において会議の機会等を通じて、法施行について周知する。
（別紙６）

（３）ポスター

学校に対し、こども性暴力防止法の施行や性暴力根絶のためのポスター掲示を依頼し、児童生徒や教職員、保護者のほか、来校した方へも啓発を行っていく。

４ 豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針について

昨年策定した性暴力等対策指針についても、引き続き推進していく。